

「おいしく食べて和歌山モール」事業者登録・出品要領

本要領は、和歌山県（以下「県」という。）が運営する「おいしく食べて和歌山モール」（以下「モール」という。）への事業者登録及び出品について、必要な事項を定めるものとする。

1 事業者登録資格

以下のすべての要件を満たす事業者。

- (1) 県に在住する事業者又は主たる事務所を県内に置く事業者。
- (2) 県内で生産若しくは製造業を営む事業者又は県内で生産若しくは製造された商品（以下「県産品」という。）の販売を行う事業者。
- (3) インターネット上で販売できる商品を取り扱う事業者。
- (4) 商品の購入者に対し、責任を持った対応を迅速かつ的確にできる事業者。
- (5) EC 事業における売上等のデータを県に提供することのできる事業者。
- (6) 和歌山県暴力団排除条例(平成 23 年和歌山県条例第 23 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号の暴力団員等又は同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない事業者。
- (7) 県税等の滞納がない事業者。

2 出品できる商品

モールに出品できる商品は、県産品のうち食品等（食品衛生法第 4 条 1 号、2 号に該当するもの）に限るほか、県が特に適当と認めたとする。

なお、以下の商品は取り扱わないものとする。

- (1) 法令等に違反する商品又は抵触するおそれのある商品。
- (2) 公序良俗に反する商品。
- (3) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 37 条の 2 及び第 314 条の 7 に基づく特例控除対象寄附金（ふるさと納税）の返礼品等としてのみインターネット上に掲載する商品。

3 事業者登録・出品の方法

- (1) 登録希望者は、モール内の申請フォームにより申込を行うこと。
- (2) 県は、登録申請のあった事業者情報について 1 及び 2 に基づき審査を行う。審査は合理的に必要な期間を確保した上で行い、審査基準及び審査過程は非公開とし、登録希望者はこれを了承するものとする。なお、県は、審査において事業者情報が不十分と判断した場合、必要書類等の提出を求められることができる。
- (3) 審査終了後、県は登録希望者に対し登録承認の可否を通知し、登録を承認した場合は、モールへの出品希望者に対し商品情報登録ページの URL を通知する。
- (4) 審査の結果、登録が承認されなかったとしても、県は不承認の理由を開示する義務を負わず、登録希望者は審査の結果に対し一切の異議申し立てを行わないものとする。
- (5) 出品希望者は、商品情報登録ページに商品情報を入力し、出品する。
- (6) 事業者情報若しくは商品情報に変更が生じた場合又は掲載商品が販売中止若しくは製造終了となった場合は、速やかに県へ連絡すること。

4 禁止事項

登録事業者は以下の行為を行ってはならない。

- (1) 法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為

- (3) 法律に違反又は抵触する恐れがある広告に関する行為
- (4) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (5) その他県が別途禁止行為として定める行為

5 出品の停止等

県は、登録事業者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、モールへの出品停止等の必要な措置を取ることができる。また、登録事業者は、県から指示があった場合は、速やかに改善措置をとらなくてはならない。

- (1) 4の禁止行為を行った場合
- (2) 登録事項に虚偽があることが判明した場合
- (3) 県からの連絡に対し一定期間返答がない場合
- (4) 販売方法、取扱商品又はその他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けた場合
- (5) その他県が消費者保護の観点などから出品停止等の措置が必要と判断した場合

6 登録の抹消

県は、事由のいかんを問わず、1か月前までに書面で登録事業者に通知することにより事業者登録を抹消又は出品を停止することができる。その場合、県は、登録事業者において生じたあらゆる損害について一切責任を負わない。

7 免責事項

顧客との間で発生したトラブル及びクレームは、登録事業者の責任と負担で処理するものとする。

- (1) 県は、登録事業者が登録又は出品に関して被った損害について、賠償する責を負わない。
- (2) 県が顧客その他の第三者に損害賠償の支払を余儀なくされた場合、登録事業者はその全額を県に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用等その他の諸経費を県に支払う。

8 仕様・要領の変更

- (1) 県は、必要と認めた場合、登録事業者への予告なくモールの仕様及び本要領を変更することができる。
- (2) 本要領の変更後も登録及び出品を継続する登録事業者は、変更後の要領に同意したものとみなす。

附 則

この要領は、令和3年6月29日から施行する。

この要領は、令和5年9月27日から施行する。